

ヲ受ケタ！愛貯ノ預金者諸君！食ハレヌ前ニキツバリト破産宣告ノ
申立ヲシヤウ、ソシテ裁判所ノ指揮監督ノ下デ安心シテ出來ル丈ケ
多クノ金ヲ一日モ早ク配當ヲ受ケマシヤウ之ガ全預金者ノ利益デア
リマス。

以上ガ愛貯破産期成同盟ヲ結ンダ趣旨デ普ク御贊同ヲ求ムル次第デ
アリマス。

昭和八年十一月 日

大阪市北區梅ヶ枝町梅ヶ枝ビル三階
愛貯破産期成同盟
追而 破産宣告ノ申立ヲ受任スル辯護士ハ一切無料デス。